

次世代・女性活躍推進法 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R3年 4月 1日～ R7年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標 1： 育児・介護・療養休業等の両立支援制度についての職員向けパンフレットを年 1 回提示・説明し、男女ともに取得できる制度であることの周知をする。

<対策>

- ① R3年 4月～ 取得状況について実態を把握
- ② R3年 10月～ 制度に関するパンフレット等の提示・周知
対象となる職員への取得に向けた意識啓発
他職員への理解周知

目標 2： 職種によって所定外労働時間の偏りが生じないように職員へ月 1 回のノー残業デーを周知徹底する。

<対策>

- ① R3年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- ② R3年 10月～ 残業内容等の精査
- ③ R4年 4月～ 管理職等へのノー残業デーの周知
会議等での職員に向けた啓発・周知徹底

目標 3： 随時、キャリアアップに向けた研修受講情報を提示し対象者に受講しやすい環境作りをし、受講率15%にする。

<対策>

- ③ R3年 4月～ 研修受講の状況について実態を把握
- ④ R3年 6月～ 研修に関するパンフレット等の提示
対象となる職員への研修受講の啓発・推進

目標 1・2 次世代・女性活躍推進法 共通

目標 3 女性活躍推進法